

医学系学府（保健学専攻を除く）における障害のある学生
に対する入学後の修学支援の流れについて

1. 相談体制

障害のある学生は、キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室に相談・面談のうえ、「授業・試験・生活等に関する合理的配慮要望書（様式1）」を作成し、学生支援課に提出する。

2. 医学系学府における合理的配慮の協議

学生支援課から様式1を受理した大学院係は、医学系学府長に報告し、医学系学府長の指示により、医学系学府大学院委員会または医学部学生生活・修学相談員に配慮内容の検討を依頼する。医学系学府大学院委員会または医学部学生生活・修学相談員より検討結果の報告を受けた医学系学府長は、配慮内容を決定する。

3. 配慮内容の通知

医学系学府長は「合理的配慮依頼文（様式2）」を作成する。この様式2を、大学院係より担当教員へ送付するとともに、様式2の写しを学生支援課に送付する。また、医学系学府長は「合理的配慮通知文（様式3）」を作成し、大学院係より学生へ送付する。

4. 配慮の実施

担当教員は、配慮の具体的内容について学生と建設的対話（各授業科目の教育目標や教育方法を踏まえた協議）による相互理解を通じて、合意形成し、決定・実施する。

担当教員は、必要に応じて、学生の指導教員と連携して対応する。

担当教員は、配慮実施にあたって必要な準備等がある場合は、大学院係、医学系学府大学院委員会、医学系学府長と協議する。

5. 医学系学府のみでの対応が困難な事案の報告相談

医学系学府長は、障害者支援推進担当理事（学生支援課が窓口）に相談する。

障害者支援推進担当理事は、障害者支援推進専門委員会に付議して対応について検討した後、決定した配慮内容等を医学系学府長に通知する。

6. 不服申立

学生は、医学系学府長が決定した配慮内容等に不服がある場合は、障害者支援推進担当理事（学生支援課が窓口）あてに申し立てることができる。

7. その他

学生は、合理的配慮要望書を提出したにも関わらず、配慮の決定及び実施に遅延が生じている場合、又は、その他要望に対し相談事項が生じた場合は、学生支援課に相談することができる。

※ キャンパスライフ・健康支援センターインクルージョン支援推進室は、適宜、相談に応じるものとする。

<医学系学府（保健学専攻を除く）における障害のある学生に対する入学後の修学支援の流れ>

